

## 国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の処理結果について

- 森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。
- 同法第7条の2第5項に基づく関係県知事及び関係市町村長の意見の要旨及び当該意見の処理結果は次のとおりです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理の理由等
II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 6 森林施業の合理化に関する事項	平成30年10月16日に閣議決定された全国森林計画に、森林経営管理制度の活用に関する記述が追加されたことを踏まえ、国有林においても同制度の円滑な導入に貢献する旨を当該事項に記載すべき。	要旨を取り入れているもの	国有林としても森林経営管理制度の円滑な導入に積極的に貢献していくことが重要であることから、意見を踏まえ、樹立する各森林計画区に次のとおり追記します。  II 計画事項 第3 森林整備に関する事項 6 森林施業の合理化に関する事項 (4) その他必要事項  森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組むこととする。

- 学識経験者への意見聴取については、意見はありませんでした。